



## 重点取組

### (1) 小学校の規模の適正化

- ・公立学校適正規模及び適正配置等検討委員会の開催

### (2) 学校施設・設備の充実

- ・老朽化に伴う学校施設・設備の改修・整備の実施  
(校舎、体育館、プール、空調機器、トイレ等)
- ・学校施設長寿命化計画の策定
- ・学校施設環境整備活動支援事業（足とアイデア）の有効活用

## 施策とその指標

具体的な施策	指標の説明	現 状	指 標
		平成 30 年度	令和 6 年度
(1) 小学校の規模の適正化			
公立学校適正規模及び 適正配置等検討委員会開催	公立学校適正規模及び適正 配置等検討委員会開催	年 1 回開催	適宜開催
(2) 学校施設・設備の充実			
教育環境の質的向上	空調機器設置	小中学校普通教室 等設置完了	小中学校特別教室 等設置完了
	机・イスの計画的な更新	実施	継続
トイレの環境改善	学校要望を反映し、便器の洋式化	54%	65%以上
足とアイデア事業の活用	学校施設環境整備活動の支援	実施	継続



小学校普通教室空調機器設置



宇佐中学校プール大規模改修

重点施策  
5

## 教育内容の充実



学校教育課

## ～施策の方針～

- 子どもたちに生きて働く「知識・技能」の習得と「思考力、判断力、表現力等」の育成を図るとともに、「学びに向かう力、人間性等」の涵養のため、教育内容の充実を図ります。
- 子どもたちの豊かな心を育むため、道徳教育や人権教育を推進するとともに、体験活動や読書活動、生徒指導の充実を図ります。
- 健康で安全な生活を心がけるとともに運動に親しみ、自らの健やかな体をつくる子どもを育みます。

## 現状と課題

## ●「活用力」と「学びに向かう力」の育成

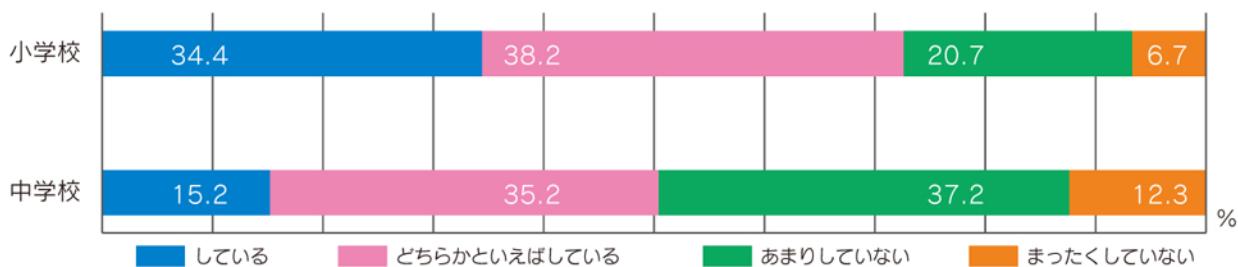
平成30年度の全国学力・学習状況調査\*1は、小学校6年生・中学校3年生を対象に国語と算数を「知識」、「活用」の2領域に分けて実施されました。小学校6年生においては、すべての領域で全国値を上回り、中学校3年生においては、数学の「活用」に不十分な点が見られるものの、その他の領域では全国値を上回っています。しかし一方で、小中学校ともに、高得点と低得点の学習集団に分かれる2極化傾向にあることが課題となっています。その解消のため、各校においては、習熟の程度に応じた学習や教職員の授業力向上をめざした授業改善に取り組んでいます。

今後、学習指導要領改訂に伴い、これまでの学校教育の実践や蓄積を生かして、子どもたちが新しい社会を切り拓くための資質・能力を一層確実に育成することが求められています。義務教育9年間を通して、「知識・技能」の習得と「思考力、判断力、表現力等」の育成、「学びに向かう力、人間性等」の涵養のため、教育内容のさらなる充実を図ります。

\*1 文部科学省が平成19年度から年に1回実施している学力調査。対象は小学6年生と中学3年生。教科は算数・数学と国語で、基礎知識を問うA問題と知識の活用力を問うB問題からなっていたが、平成31年度からはA問題、B問題が一体型となって実施している。また、質問紙調査として、学習意欲、学習方法、学習環境、生活の諸侧面等に関する調査も行う。

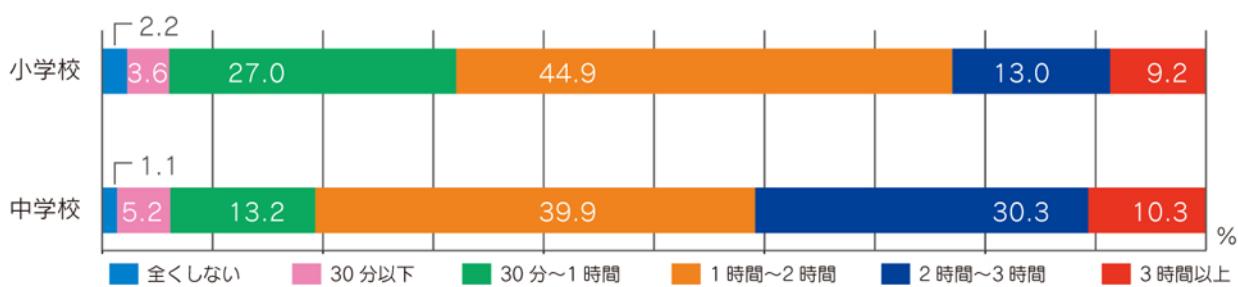


■家で、自分で計画を立てて勉強をしていますか。



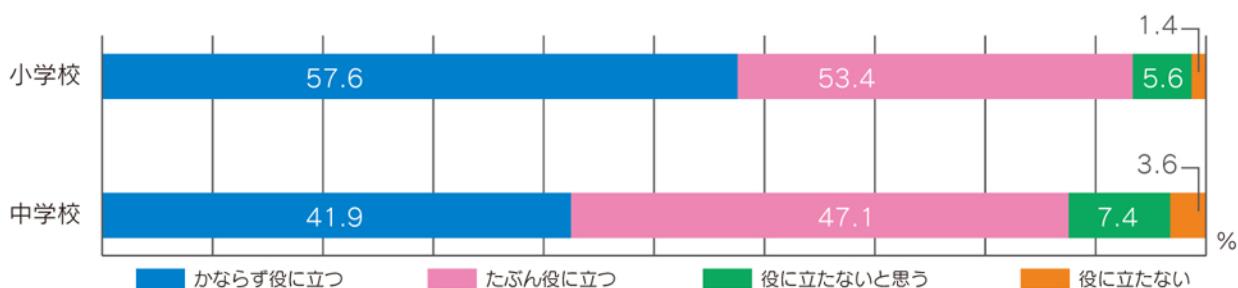
<出典>全国学力・学習状況調査（平成30年度 質問紙調査 / 宇佐市小6・中3）

■1日にどれくらいの時間、勉強をしますか。（塾等の時間も含む）



<出典>全国学力・学習状況調査（平成30年度 6年質問紙調査 / 宇佐市小6・中3）

■学校で学んだことは、将来、社会に出たときに役立つと思いますか。



<出典>大分県学力定着状況調査（平成30年度 質問紙調査 / 宇佐市小5・中2）



## ● 言語力、読解力育成の必要性

近年、コミュニケーション能力の低下や読解力の育成が課題となっています。これらの課題を解決するためには、子どもたちの知的活動やコミュニケーション能力等の基盤である言語力や意図を読み取る読解力を育成することが求められます。

教科などあらゆる場面を通じた言語活動の充実や読書活動の推進などにより、言語に関する豊かな環境を整え、言語力、読解力の向上に取り組む必要があります。

質問紙調査では、普段1日にどれくらいの時間読書をしているかという質問に対して、小学校6年生では全く読書をしないという割合が15%以下なのに対し、中学校3年生では、その割合が25%以上となっています。

### ■ 授業時間以外に、平日にどれくらいの時間、読書をしますか。



<出典>全国学力・学習状況調査（平成30年度 質問紙調査 / 宇佐市小6・中2）

## ● ICTの活用等による新たな学びの推進

社会の情報化が急速に進展し、学校においてもタブレット端末やデジタルコンテンツなどのICT環境が多様な学習のための重要な手段として活用されるようになっています。

このような中、新学習指導要領においても、「情報活用能力」の育成がますます重要になっていふことから、今後、ICT機器を積極的に活用した教科指導等に取り組んでいく必要があります。



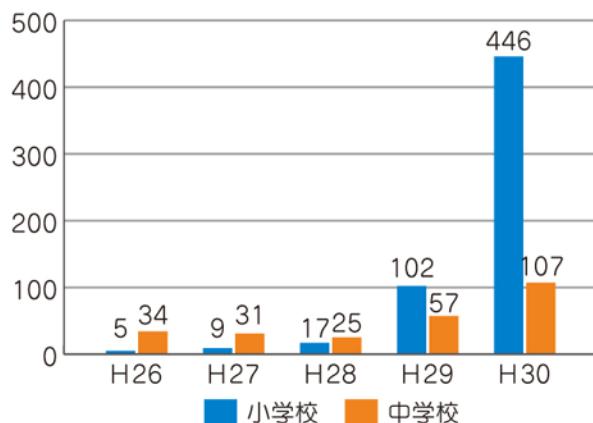
## ●いじめ、不登校について

平成30年度は、いじめの認知件数として、553件の報告を学校から受けています。小中学校ともに急激に増加しているのは、昨今の全国的ないじめ問題を受け、今まで「些細なこと」として捉えられてきた事案であっても、いじめとして認知し、解決に向けた継続的な支援していくことがますます重要になったためです。

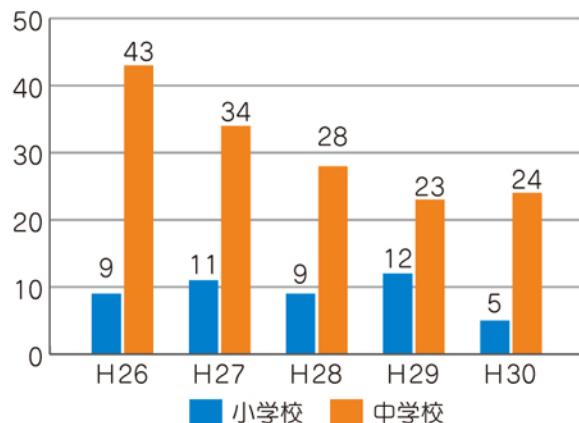
いじめは決して許されないことであり、「どの子どもにも、どの学校でも起り得る」ことを周知徹底し、いじめ防止対策推進法<sup>\*2</sup>、宇佐市いじめ防止基本方針をもとに、いじめの実態把握のための取組を推進するとともに、未然防止に向けた道徳教育の充実や人権教育の推進、体験活動や生徒指導の充実を図る必要があります。

また、不登校児童生徒<sup>\*3</sup>やその保護者に対しては、宇佐市教育支援センター<sup>\*4</sup>と学校をつなぐ取組の中で学校復帰や、社会的自立に向けた支援を継続する必要があります。

■いじめ認知件数の推移<sup>\*5</sup>



■不登校児童生徒数の推移



<出典>宇佐市教育委員会調べ

\*2 いじめ防止対策推進法の施行に伴い、平成25年度から以下のとおり定義されている。

「いじめ」とは、「児童・生徒に対して、当該児童・生徒が在籍している等当該児童・生徒と一定の人的関係のある他の児童・生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起きた場所は学校の内外は問わない。

\*3 「不登校児童生徒」とは、「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しない、あるいはしたくともできない状況にあるために年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由によるものを除いたもの（文部科学省・不登校の現状に対する認識）

\*4 市内の公立小・中学校の不登校の児童・生徒の自立心を培い、社会的自立を目指す施設（せせらぎ教室）

\*5 「いじめ認知件数」について…文部科学省は、「いじめ認知件数に都道府県間に大きな差があること」「教職員のいじめに対する捉え方に差があること」などから、平成28年3月、いじめの積極的な認知と早期対応について通知した。これにより、これまで「些細なこと」として捉えられてきた事案であっても、いじめとして積極的に認知し、解決に向けて取り組んでいくことが重要であるという認識へと変わろうとしている。そのため、上記グラフも平成29年度以降、急激な認知件数の増加となっている。



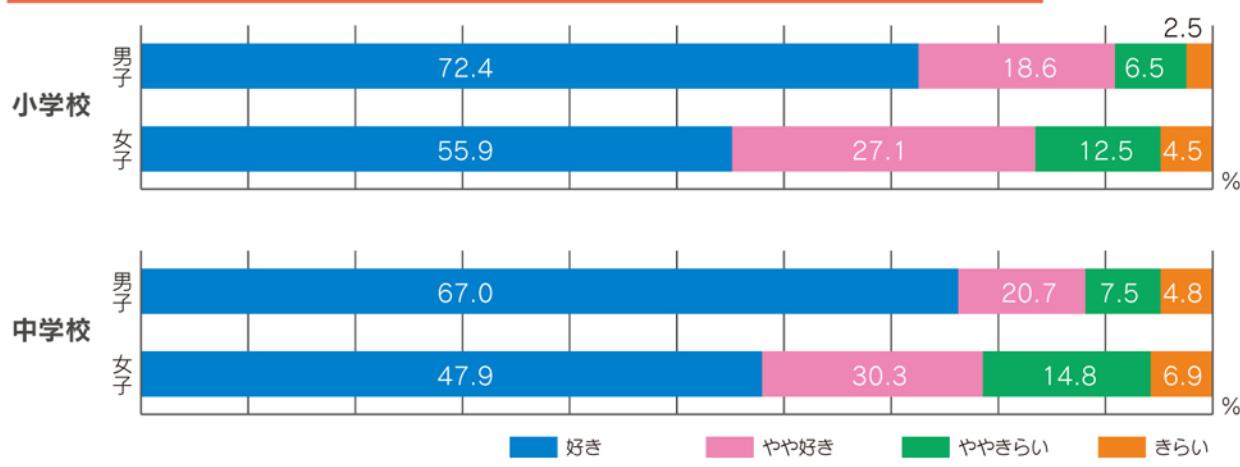
## ●体力及び運動能力の向上

平成30年度の全国体力・運動能力・運動習慣等調査<sup>\*6</sup>では、体力テストにおける全国平均以上である項目の割合（達成率）は、小学校で76%、中学校で15%となっており、中学生的体力・運動能力が低下しています。特に中学校女子の体力不足が顕著になっています。

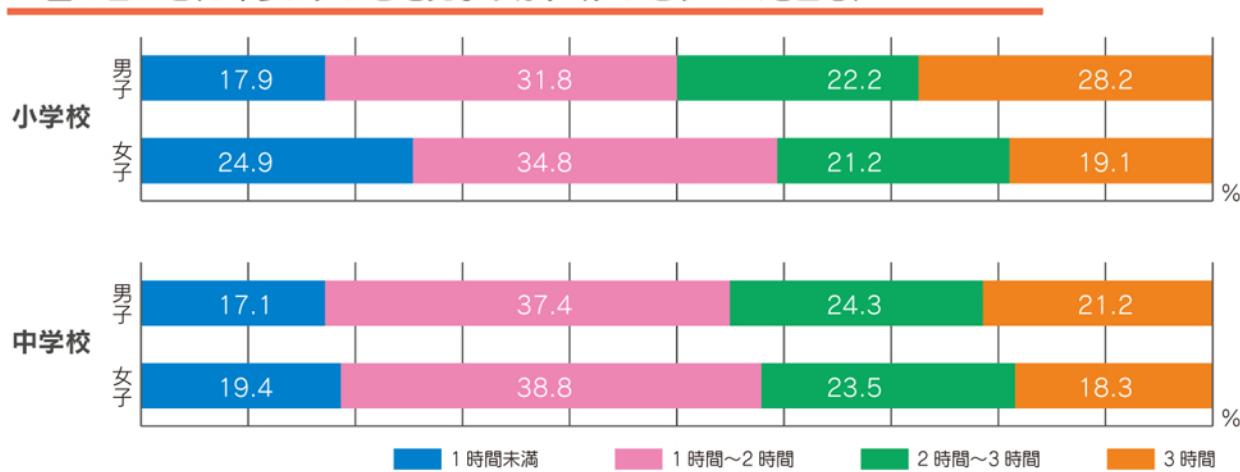
体育専科教員等による授業改善や休み時間等を利用した学校独自の取組により、児童・生徒が楽しくチャレンジしながら体力づくりを行っています。しかし、習い事やテレビ、ゲームに費やす時間も多く、日常の運動量が不足していることや、小中学校ともに、体力の二極化傾向が見られるため、これらの解消が課題となっています。

体力は、健康の維持だけでなく、意欲や気力といった精神面の充実に大きくかかわっており、子どもたちに体を動かすことの楽しさや喜びを味わうことを経験させ、それらの経験を通した体力づくりを考えていく必要があります。

### ■運動やスポーツをすることは好きですか。



### ■1日にどれくらいテレビを見ますか。（テレビゲームを含む）



\* 6 文部科学省が平成21年度から実施している体力調査。対象は小学5年生と中学2年生、実技に関する調査（握力、上体起こし、長座体前屈、反復横とび、20mシャトルラン（往復持久走）、50m走、立ち幅とび、ソフトボール投げ）を実施する。また、質問紙調査として、運動習慣、生活習慣等に関する調査も行う。



## ●健康で基本的な生活習慣の確立

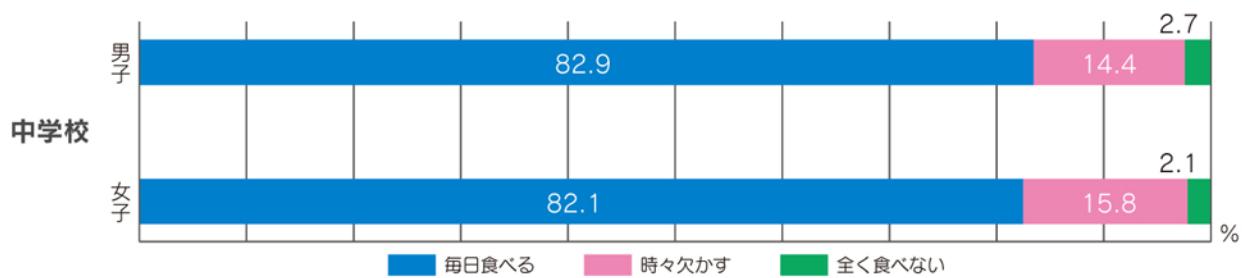
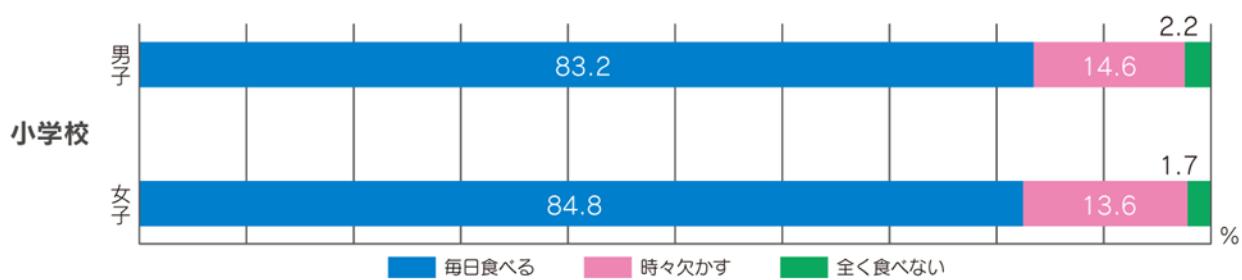
子どもの心身のバランスのとれた成長を図るために、体力の向上とともに、健康で基本的な生活習慣を確立していくことが必要です。

朝食を毎日食べる児童生徒は、8割以上ですが、小中学生ともに2%程度の児童生徒が「全く食べない」という実態があります。

健康で基本的な生活習慣の確立に向けて、保健、食に関する指導の充実や家庭・地域と連携した生活改善の取組の充実が求められています。

また、学校保健に係る教職員の資質・能力の向上及び学校医・学校歯科医・学校薬剤師等の活用促進を図るとともに、体育・保健体育などの教科学習を中心とした学校の教育活動全体を通じた体系的な保健教育の充実が求められています。

### ■朝食は食べますか。



<出典>全国体力・運動能力、運動習慣等調査（平成30年度 質問紙調査 / 宇佐市小6・中3）



## 重点取組

### (1) 確かな学力を身に付けるための教育内容の充実

- ①児童・生徒が主体的に学ぶ魅力ある授業の創造
  - ・「学びに向かう力」と「思考力・判断力・表現力」を育む授業
  - ・「新大分スタンダード」の深化
  - ・「教科担任制」等による指導の工夫
  - ・各校「指導案集」の作成
  - ・基礎的読解力の定着
- ②個に応じた指導と学ぶ意欲の育成
  - ・児童・生徒による「授業評価」に基づく授業づくり
  - ・「個人力ルテ」の活用
- ③特別支援教育の推進
  - ・「個別の指導計画」に基づく指導
  - ・特別支援教育支援員・教育補助員の活用

### (2) 豊かな心の育成

- ①人権意識の高揚と差別の解消をめざす人権教育の推進
  - ・全ての人権問題について、問題解決の主体者となる児童・生徒の育成
  - ・「いじめ・不登校対策委員会」を軸とした「チーム学校」による未然防止と根絶
  - ・SSW、SC、地域児童生徒支援コーディネーター等による多様な児童生徒支援
- ②共感的人間関係を育てる心の教育の推進
  - ・感性を磨き、心に響く共同的な活動、自己存在感が感じられる指導の充実
  - ・「耐える力」「継続する力」「継承していく力」の育成
  - ・いのちの大切さを実感させる「いのち・心の教育」

### (3) 健やかな体の育成

- ①「R1テスト（走力+1種目）」の継続・発展
- ②日常的な体力づくり
  - ・一校一実践
- ③魅力ある体育授業づくり
  - ・「小中合同研修会」「体育専科教員の活用」
- ④「食育」「歯と口の健康教育」による健康推進
  - ・栄養教諭による訪問指導
  - ・はみがき指導、フッ化物洗口



中学校授業風景



読み聞かせ



体育授業風景（ストレッチング）



地域の方と花苗植え

## 施策とその指標

具体的な施策	指標の説明	現 状		指 標
		平成 30 年度	令和 6 年度	
<b>(1) 確かな学力を身に付けるための教育内容の充実</b>				
指導体制充実のための市費負担臨時講師等の配置	複式授業改善臨時講師 多人数学級指導教員 習熟度別学習指導教員	15 人 2 人 4 人		続継
外国語活動・英語教育の推進	外国語指導助手（A L T）の派遣	4 人		続継
中学生の短期留学	国際感覚を身につけた人材育成	参加者 20 人		続継
<b>(2) 豊かな心の育成</b>				
不登校児童・生徒の社会的自立支援	指導員、臨床心理士の配置	指導員 2 人 臨床心理士 1 人		続継
総合的な学習活動、体験活動の推進	外部講師による学習、職場体験活動	実施		続継
<b>(3) 健やかな体の育成</b>				
一校一実践運動	体力向上の取組	31 校中 31 校	31 校中 31 校	
体力・運動能力の向上	体力テストの全国平均以上の項目の割合	小学校 76% 中学校 15%	小学校 80% 中学校 30%	



## 重点施策

6

## 学習環境の整備・充実



学校教育課

## ～施策の方針～

- 良好で質の高い学びを実現する教育環境を確保するため、信頼される教職員の育成や学習環境の計画的な整備の推進を図ります。
- 経済的、地理的条件が不利な子どもたちに対する支援を行います。

## 現状と課題

## ● 学習環境の整備

新学習指導要領（小学校…令和2年度、中学校…令和3年度）では、子どもたちが新しい社会を切り拓くための資質・能力を一層確実に育成することを目指すことが示されています。「何を教えるか」ではなく、「何ができるようになるか」という観点から、子どもたちの「学びに向かう力」を育むために、質の高い教育環境の確保が重要であり、今後、教育の情報化によるＩＣＴ環境の整備や「学校図書館図書整備5か年計画」＊1等に基づく学校図書館の整備・充実が求められています。

## ● 信頼される教職員の育成

子どもの成長や発達に大きな影響を与える教職員には、教育者としての使命感や子どもへの教育的愛情はもとより、高い専門性と実践的指導力を兼ね備えた「教師力」＊2が求められています。また、社会の変化や保護者・地域の願いなどを把握し、的確に対応していくことが必要となります。

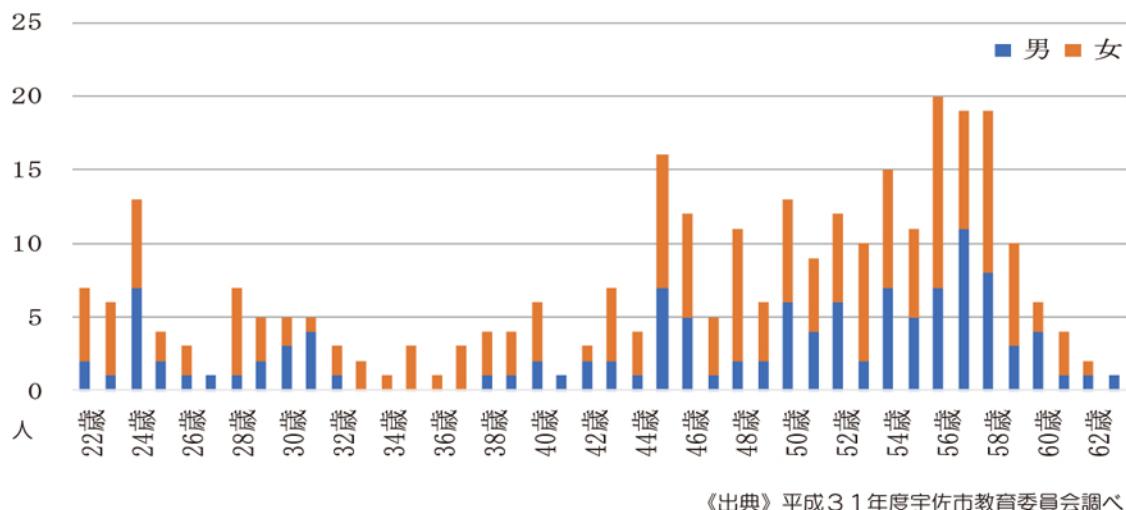
今後、教職員の大量退職に伴う大量採用により、経験の浅い教職員の割合が高まるところから、教職員の実践的指導力の育成が課題となります。

\* 1 文部科学省が平成29年度からの5年間で、図書標準の達成、学校図書館への新聞配備と学校司書の配置拡充を図るための整備計画。

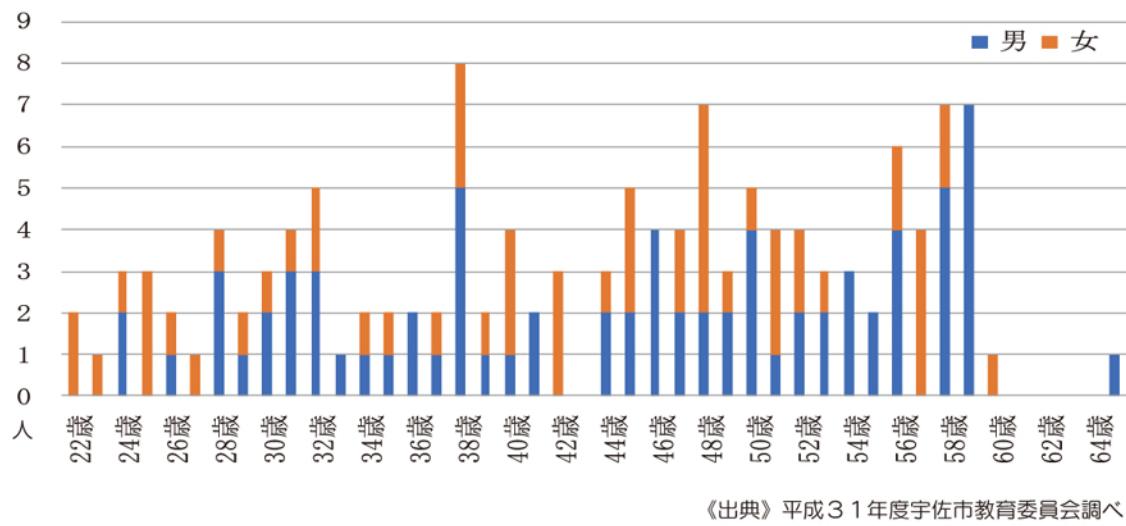
\* 2 教職員としての高い専門性や実践的指導力、幅広い社会性や柔軟な発想、対人関係のスキルなどを総じて教師力という。



## 中学校教員の年齢構成



## 中学校教職員の年齢構成



## ●経済的、地理的条件が不利な子どもたちに対する支援

厚生労働省の国民生活基礎調査によると、平成27年度の子どもの貧困率\*3は13.9%で、平成24年度調査(16.3%)から改善傾向にありますが、7人に1人の子どもが貧困の中にある状況です。本市の就学援助費支給対象児童生徒数は、平成30年度、小学校20.2%、中学校20.1%となっています。教育格差の解消に向け、家庭環境等の要因により就学等が困難な児童・生徒を対象に様々な支援が求められています。地理的条件が不利な児童・生徒の安全確保と保護者の負担軽減を図るため、スクールバスや遠距離通学費補助を継続していく必要があります。

\*3 子ども（17歳以下の者）全体に占める等価可処分所得（世帯の可処分所得（収入から税金・社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入）を世帯人員の平方根で割って調整した所得）が中央値の半分の額に満たない子どもの割合。



## 重点取組

## (1) 良好で質の高い学びを実現する教育環境の整備

- ① 教材等の整備
- ② I C T 教育環境の充実
- ③ 学校図書館の充実

## (2) 信頼される教職員の育成

- ① 研修の機会の充実
  - ・「教科指導力」「マネジメント能力」を高める研修の充実
  - ・「近隣中学校合同教科研修部会」による授業力の向上
- ② 校内研修の内容の充実
  - ・服務規律保持の強化と徹底
  - ・校内教科部会の日課表への位置づけ

## (3) 経済的、地理的条件が不利な児童・生徒に対する支援

- ① 就学援助費\*4の支給
- ② スクールバスや遠距離通学費補助の継続実施

## 施策とその指標

具体的な施策	指標の説明	現状	指標
		平成30年度	令和6年度
(1) 良好で質の高い学びを実現する教育環境の整備			
学校教材の整備	学校教材の購入	26,505千円	31,000千円
学校図書館の整備	学校図書館司書の配置	10人	15人
I C T 教育環境の充実	教育用コンピュータ1台あたりの児童・生徒数	小学校 3.66人/台 中学校 4.24人/台	児童・生徒一人1台
(2) 信頼される教職員の育成			
研修機会の充実	各種研修会への参加	実施	継続
(3) 経済的、地理的条件が不利な子どもたちに対する支援			
就学援助費	援助費の支給	小学校 20.2% 中学校 20.1%	継続
遠距離通学児童生徒の送迎	タクシー、路線バス、市所有バスを利用した送迎	対象者 94人	継続
遠距離通学費の補助	路線バス定期代等の補助	対象者 54人	継続

\*4 「市民税が非課税又は減免を受けている世帯」「児童扶養手当の支給を受けている世帯」「要保護者に準ずる程度に困窮していると認められる世帯」など経済的理由により就学困難と認められる児童・生徒の保護者に対して必要な援助を行う。



## 重点施策

7

## 地域とともにある学校づくり



学校教育課

社会教育課

## ～施策の方針～

- 「宇佐市教育の日」<sup>\*1</sup>を中心に全小中学校において授業・学校行事等を公開するとともに、家庭や地域社会、学校が一体となった取組を推進することで、地域とともにある学校づくり、信頼される学校づくりに努めます。
- 「学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）」を柱とした、教育環境・協働体制の推進に努めます。

## 現状と課題

## ●地域の教育力を生かし、地域と一緒にした学校づくり

少子化や情報化、グローバル化の進展など子どもたちを取り巻く環境が大きく変化している中で、学校には様々な役割が期待されています。また、子どもが地域の大人など様々な他者と関わる機会も減少しており、地域が担ってきた子育てや社会性育成などの機能が低下しているといわれています。

このような状況の中で、積極的に学校の活動に協力する保護者や地域の方も多く、子どもの登下校時の安全確保を図るスクールガード体制や学校支援ボランティアなど様々な形で、学校に関わり活動を行っています。

宇佐市では、平成30年度より、すべての小中学校において、学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）<sup>\*2</sup>を導入し、保護者や地域の方々の意見を聞き、学校運営に対する理解や協力を得ながら、特色ある教育活動を推進しています。今後、地域の教育力を生かした学校運営を行うため、すべての小中学校において、地域学校協働活動推進員を学校運営協議会の委員に加えるなど、この制度をさらに充実させる必要があります。

## ●社会全体で子どもたちの学びを支援する取組の推進

現状では、宇佐市全域で見ると学校との連携について地域間で温度差があります。そのため、各小中学校単位で、「地域学校協働活動推進事業」<sup>\*3</sup>、「小学生チャレンジ教室」<sup>\*4</sup>などの取組を充実させ、保護者はもとより、地域住民の参画により社会全体で子どもたちの学びを支援するための体制を構築し、地域コミュニティとの連携をさらに図る必要があります。

また、子どもたちが「生きる力」を身に付け、将来、自立した社会人となるための基盤をつくるために、自然体験や社会体験、職業体験活動などの場の拡充が重要です。

\* 1 市民の皆さんができる小中学校でも参観ができる日として、平成15年度から毎月19日（今日行く日）を「宇佐市教育の日」として、県内のトップを切って学校の授業公開を始めた。

\* 2 学校と地域がパートナーとして連携・協力し、学校教育目標やビジョンを共有しながら、力をあわせて学校運営を行うための制度。

\* 3、4 重点施策19において説明。



## 重点取組

確かな絆で結ばれた地域とともにある学校づくり

- ・校長のリーダーシップによる芯の通った学校組織の構築
- ・小規模校における合同授業・遠隔授業等の推進
- ・学校運営協議会制度の活用・目標協働達成の推進
- ・「宇佐市教育の日」の授業公開
- ・地域の核としての情報の発信と収集
- ・自然体験、社会体験、職業体験活動の推進

## 施策とその指標

具体的な施策	指標の説明	現 状	指 標
		平成 30 年度	令和 6 年度
地域に開かれ確かな絆で結ばれた特色ある学校づくり			
学校関係者評価	保護者、地域住民等の学校関係者による評価	実施	継続
学校運営協議会制度	保護者・地域との協働による教育活動の推進	実施	継続
地域学校協働活動推進員の設置	地域・学校・家庭等の協働による教育支援活動の企画・実践	一部実施	完全実施
体験活動の推進	自然体験・社会体験・職業体験の充実	実施	継続

### ひとこと

### 「宇佐市教育の日」

市内小中学校では、保護者や地域に信頼され、地域とともにある学校づくりを進め  
るため授業参観や施設開放など地域の特性を活かした様々な取組を行っています。

宇佐市では、毎月 19 日（今日行く（19）日）を「宇佐市教育の日」として各小  
中学校の参観ができる日として設定し、開かれた学校として多くの保護者、地域の皆  
様方に見ていただいています。



重点施策  
8

## 学校給食の充実



学校給食課

### ～施策の方針～

- 地産地消を取り入れた安全で安心な学校給食の提供に努めます。
- 学校給食により、児童生徒が心身の健全な発達を図り、日常生活における正しい食習慣が身につくよう食育の推進に取り組みます。

### 現状と課題

#### ●安全で安心な学校給食の提供

学校給食の運営については、学校給食運営委員会<sup>\*1</sup>や常任委員会、献立委員会等の意見や要望を反映させながら学校給食を充実させるよう努めています。また給食センターの見学や試食会を行うことで、保護者等の学校給食への理解を深めることに努めています。

毎月「ふるさと給食」<sup>\*2</sup>の日を設定し、地元産の食材を使用しています。様々なアレルギーを持つ児童生徒に対応するため除去食・代替食の提供を行っています。今後も学校と連携しニーズの把握を行っていく必要があります。

また、給食費の納入は口座振替で行い、未収金については学校と連携して徴収を行うこととし、限られた予算内で献立や調理の工夫を図りながら成長期にある児童生徒に対し、栄養面で十分な給食を提供すること、衛生面では研修会等を通じ調理従事者各々が衛生に関する意識を高め、食中毒や異物の混入等を防ぐことへのさらなる意識喚起を図る必要があります。

#### ●食育の推進

近年、偏った栄養摂取、朝食欠食など食生活の乱れや肥満・痩身傾向など、子どもたちの健康を取り巻く問題が深刻化しています。また、食を通じて地域の産物や食習慣を理解すること、食文化の継承を図ること、自然の恵みや食生活が食にかかわる人々の様々な活動によって支えられていることについての理解を深め勤労を重んじる態度を養うことも重要です。こうした現状を踏まえ、子どもたちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができるよう、学校においても積極的に食育に取り組んでいくことが重要となっています。

また、食育については、主に栄養教諭と学校栄養職員が授業や給食時間に児童生徒の食指導を行っています。また市のホームページ「今日の給食」で毎日の給食を写真付きで紹介するほか「給食だより」や「宇佐給食通信」<sup>\*3</sup>、一口メモなどを通してお知らせすることで学校給食への理解を深め、子どもたちが食に対しての感謝の気持ちを育める食育に取り組む必要があります。

\* 1 条例に基づき学校給食に関する重要な事項について協議決定するPTA代表、校長等で組織する委員会。

\* 2 平成16年から始まった地元産の食材を多く使った給食を毎月実施。

\* 3 平成25年9月から市学校栄養士研究会が発行している宇佐の給食の食育通信。



## 重点取組

## (1) 安全で安心な学校給食の提供

- ・研修の取組、衛生研究会・衛生講習会の実施、職員の他市調理場への視察
- ・米、小麦、ねぎ類、大豆などの地場産物を活用した地産地消<sup>\*4</sup>の推進
- ・アレルギー対応食<sup>\*5</sup>の提供

## (2) 食育の推進

- ・ホームページの充実
- ・「給食だより」「宇佐給食通信」の発行
- ・給食センター見学の受入れ
- ・P T A等の給食試食会の実施
- ・授業や給食時間での食指導



ふるさと給食



たけのこ皮むき体験

## 施策とその指標

具体的な施策	指標の説明	現 状	指 標
		平成 30 年度	令和 6 年度
<b>(1) 安全で安心な学校給食の提供</b>			
衛生研究会・衛生講習会の実施	食中毒・異物混入等を未然に防ぐために意識向上を図る	1回	2回
地産地消の推進	毎月の「ふるさと給食の日」を実施する	毎月2回	毎月2回
アレルギー対応食実施に向けた取組	除去食、代替食への取組	除去食、代替食を提供	継続
<b>(2) 食育の推進</b>			
ホームページの充実	毎日の給食や食材に関する情報を写真付きで紹介し関心を高める	実施	継続
授業や給食時間での食指導	栄養教諭、学校栄養職員による児童生徒への食指導	小中学校で 118 回	継続

\*4 地域生産地域消費の略語で、地域で生産された様々な生産物や資源をその地域で消費すること。

\*5 除去るべき原因食品を除く除去食と原因となる食品の代わりに食べられる食品を使って調理する代替食がある。



重点施策  
9

## 特別なニーズに対応した教育の推進



学校教育課

### ～施策の方針～

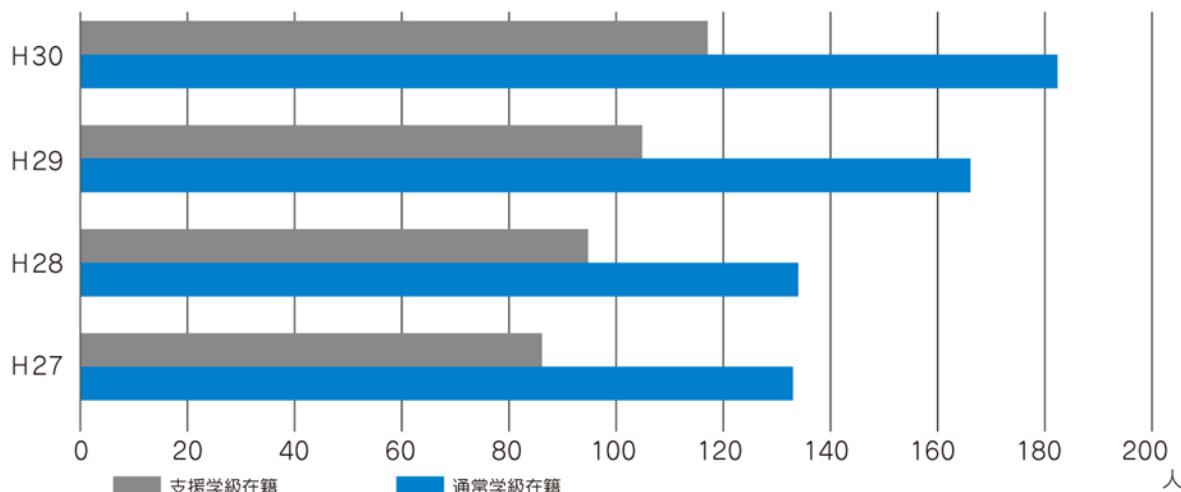
- 子ども一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その可能性を最大限に伸ばし、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援に努めます。
- 障がいのある子どもへの教育にとどまらず、障がいのある子どもに関する理解と認識を深めるとともに、特別支援教育の推進に努めます。

### 現状と課題

#### ●特別な支援を必要とする児童・生徒の増加

小中学校では、特別支援学級に在籍する児童生徒数が増加しています。また、通常学級においても、発達障がいなど特別な支援を必要とする児童・生徒が急増しています。通常学級における特別な支援が必要な子どもたちに対する適切な支援ができるように、各学校の全ての教職員で研修を深め、共通理解をしていくことが重要になっています。

また、平成28年4月「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行され、公立学校に合理的配慮が義務化されました。本市においても、多様化する特別支援教育に関するニーズを踏まえ、子どもたちがそれぞれの教育的ニーズに応じた場で適切な指導・支援を受け、持てる力を高めながら将来にわたって心身ともにより豊かな生活が送れるよう、早期から一貫した教育支援の充実に努めていく必要があります。



&lt;出典&gt;宇佐市教育委員会調べ

#### ●啓発活動の充実

共生社会の構築に向けて、障がいのある子どもに関する理解と認識を深めるための啓発活動の充実が求められます。

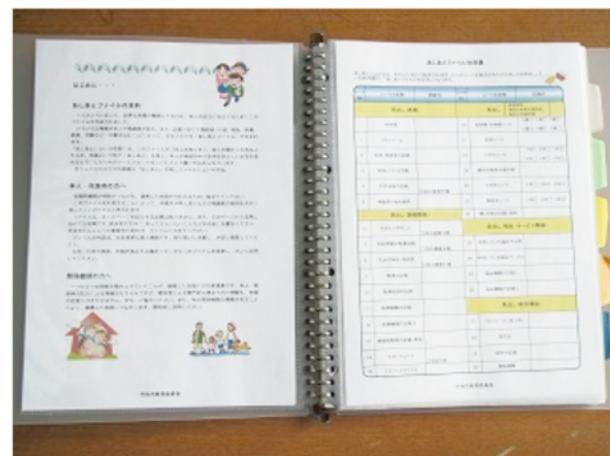
また、各学校の管理職や特別支援教育コーディネーターを中心として特別な支援が必要な子どもに対する共通理解を深め、より適切な支援・指導が重要になっています。



## 重点取組

啓発活動と個別支援計画の充実

- ・特別支援教育連携協議会（年2回）
- ・特別支援教育推進委員会（年2回）
- ・個別の教育支援計画・支援ファイル「あしあと」\*1の配布、活用



支援ファイル「あしあと」

## 施策とその指標

具体的な施策	指標の説明	現 状	指 標
		平成30年度	令和6年度
<b>啓発活動と個別支援計画の充実</b>			
特別支援教育連携協議会の開催	関係機関との現状の確認、課題の共有	年2回	継続
特別支援教育推進委員会の開催	特別支援教育の適切な推進	年2回	継続
個別の支援計画の充実	支援ファイル「あしあと」の配布、活用 H21より配布累計351冊	34冊配布	継続

\* 1 特別な支援が必要な子どもに対し、一貫した支援を行うため就学前から就労前までの成長や支援のための記録や資料を書き込むファイル



重点施策  
10

## 特別支援教育環境の充実



学校教育課

### ～施策の方針～

- 保護者や本人の願いに寄り添い、子どもたちの障がいの状態及び発達段階、特性等を把握し、より実態に応じた適切な指導ができるよう、合理的配慮の推進を図るとともに、教育環境の整備に努めます。
- 特別支援学級や通級指導教室の新設、増設、加配教員の増員の要請を行い、障がいの種類、程度及び能力に応じた教育の推進を図ります。
- 通常学級に在籍する特別な支援を必要とする児童・生徒等については、個別の指導計画の作成や特別支援教育支援員の配置を推進し、教育環境の充実を図ります。

### 現状と課題

#### ●円滑な就学手続の実現及び環境の整備

関係機関との連携により、近年、特別な支援が必要な子どもたちの保護者からの早期の就学相談が増えています。今後も、可能な限り障がいのある子どもたちが、障がいのない子どもたちと共に学ぶことができるよう配慮しながら、専門機関、関係機関との連携を深め、支援体制構築を推進していく必要があります。

また、個別の教育指導計画や支援計画をもとに学校全体で共通理解を図るとともに、子どもたちの障がいの状態及び発達段階、特性等実態に応じた指導の充実、幼児期を含めた早期からの一貫した支援体制の構築、ICT等の活用を含めた教材の確保、ユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業改善・環境整備、バリアフリー化の推進や施設・設備の整備等に取り組む必要があります。

#### ●支援体制の充実

小中学校の通常学級に在籍している子どもたちのうち、学習障害（LD）\*1、注意欠陥多動性障害（ADHD）\*2、高機能自閉症\*3などにより学習や学校生活の面で特別な支援が必要な子どもたちに対して、日常生活動作の介助を行ったり、学習活動上のサポートを行ったりする特別支援教育支援員の活用が、障がいに応じた適切な教育を実施する上で一層重要となっています。

また、通常学級で特別な支援が必要な子どもたちの個別の指導計画の作成を推進し、指導の充実を図っていく必要があります。

\* 1 基本的には、全般的な知的発達の遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定なもののが習得や使用に著しい困難を示す様々な状態を指すもの

\* 2 年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、衝動性、多動性を特徴とする行動の障がいで社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもの

\* 3 自閉症とは、他人との社会的関係の形成の難しさ、言葉の発達の遅れ、興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障がいがあるもの。高機能自閉症は、自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないもの



## ●支援・指導の充実

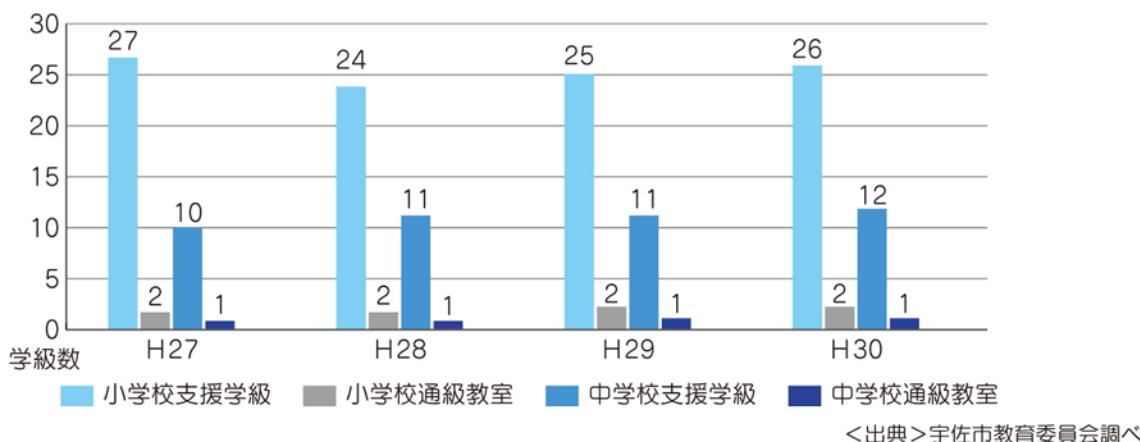
特別な支援を必要とする子どもの年齢や能力に応じ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようとするため、保護者や本人の教育的ニーズを的確に把握し、適正な就学や教育相談を進めるとともに、指導体制の充実を図る必要があります。

また、各学校の校内支援体制を充実させるため、特別支援教育に携わる教員について、特別支援学校教諭免許取得率の向上を図るとともに、スキルアップを目指した研修を充実させ、適切な指導ができる人材の育成を図る必要があります。

## 重点取組

### 教育環境の充実

- ・特別な支援が必要な子どもの特性や実態等に応じた適切な指導ができる人材の育成（スキルアップ）
- ・特別支援学校教諭免許取得のための説明相談会の開催
- ・「個別の指導計画」の充実と「個別の教育支援計画」の策定
- ・特別支援教育支援員の適切な配置
- ・特別支援教育就学奨励費<sup>\*4</sup>の継続



## 施策とその指標

具体的な施策	指標の説明	現 状		指 標	
		平成 30 年度	令和 6 年度	平成 30 年度	令和 6 年度
<strong>教育環境の充実</strong>					
特別支援教育支援員配置事業	支援員の増員	42 人	50 人		
特別支援学校教諭免許 <sup>*5</sup> 取得率	免許取得率の向上	82%	90%		
通常学級における特別な支援が必要な子どもたちの個別の指導計画の作成率	通常学級における特別な支援が必要な子どもたちの支援・指導の充実	100%	100%		

\* 4 特別支援学級に就学する児童・生徒の保護者に対して、必要な援助を行う。

\* 5 大分県教育委員会では、特別支援学級等担当教員の専門性の向上及び適切な運営のため、特別支援学級等担当教員には特別支援学校教諭免許所有者を充てることや未所有教員の免許取得を指導している。